

令和5年第8回美唄市教育委員会会議録

- 1 と き 令和5年6月22日（木）
 午後4時00分～午後4時35分
- 2 と ころ 教育委員会室
- 3 出席委員
 石塚教育長 高橋教育委員 土肥教育委員 要覚教育委員 梅田教育委員
- 4 説明員
 村上教育部長 杉本学務課長 島指導室長 原田おいしい給食推進室長
 置田生涯学習課長 佐藤学務課長補佐 高橋学務課主幹 大沼生涯学習課長補佐
 大津学校教育係長
- 5 開会
 要覚委員を署名委員に指名
 会期を1日と決定
- 6 議件名
 議案第15号 美唄市文化財保護条例の一部改正の件
 議案第16号 社会教育委員委嘱の件
 議案第17号 公民館運営審議会委員委嘱の件
 議案第18号 令和5年第2回市議会定例会補正予算案件提出の件
 その他1 美唄市民会館運営審議会委員委嘱について

概要記録

16:00

- 石塚教育長 ただいまから、令和5年第8回美唄市教育委員会議を開会します。順序第1会議録署名委員に土肥委員を指名します。次に、順序第2 会期の設定につきましては、本日、一日とします。次に順序第3 教育長報告行事予定について、事務局から説明をお願いします。
- 村上教育部長 私の方から、5月24日開催の教育委員会議以降の教育長報告について、ご報告を申し上げます。

※教育長報告（添付資料 別紙1）

※行事予定説明（添付資料 別紙2）

- 石塚教育長 教育長報告、行事予定について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- 各委員 ありません。
- 石塚教育長 なければ、次に移ります。順序第4 議案第15号美唄市文化財保護条例の一部改正の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 置田生涯学習課長 議案第15号、美唄市文化財保護条例の一部改正の件についてご説明いたします。改正の趣旨につきましては、美唄市指定文化財の施設について、建築基準法第3条第1項第3号による適用除外等に関する規定を整備し、美唄市文化財保護条例に基づき、適正に管理するため、必要な改正を行うものでございます。次に、改正の内容につきましては、参考資料（1）新旧対照表に基づき、ご説明させていただきます。今回の大きな改正部分で言いますと、第13条から第15条の新設の部分になります。はじめに、建築基準法第3条第1項第3号による適用の除外に関する規定を第13条に追加してございます。内容といたしましては、第1項として、市指定文化財建築物の所有者と、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を受けようとするものは、規則に定めるところにより、委員会に登録の申請を行い、この登録を受けなければならない規定を定めてございます。第2項として前項により登録を受けた建築物の所有者等は、特定行政庁に適用の除外の申請を行う規定を定めてございます。第3項として、所有者等は、登録建築物の変更を行う場合、規則の定めるところにより、委員会の変更の認定を受けなければならない規定を定めてございます。次に、登録建築物の現状変更の規制に関する規定を第14条で追加してございます。内容といたしましては、登録建築物は用途の現状変更を行ってはならない、ただし第13条第1号から第3号までの規定に基づく、認定を受けた場合並びに通常管理行為、軽易な行為及び非常災害のため、必要な応急措置として行う行為については、除外する規定を定めてございます。次に、登録建築物の解除に関する規定を第15条で追加してございます。内容といたしましては、所有者等は、登録建築物の登録を解除しようとするときは、その有償委員会に提出し、承諾を得なければならない規定を定めてございます。それ以外の改正内容につきましては、その他必要な文言整理を行ったものでございます。施行期日につきましては、令和5年7月21日からとしております。なお、参考

資料（２）として、議会に提出いたします議案参考資料を添付してございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第 15 号美唄市文化財保護条例の一部改正の件について、原案通り可決といたします。

●石塚教育長 次に、関連がございますので、議案第 16 号社会教育委員委嘱の件と議案第 17 号、公民館運営審議会委員委嘱の件を一括で議題とします。事務局から説明をお願いします。

●置田生涯学習課長 議案第 16 号社会教育委員委嘱の件及び議案第 17 号公民館運営審議会委員委嘱の件の 2 件について、一括ご説明申し上げます。本件は、4 月 1 日付け人事異動に伴い市外に転出した、社会教育委員並びに公民館運営審議会委員を退任されました、渋谷慎治委員の後任の委員につきまして、社会教育法第 15 条第 2 項及び第 30 条第 1 項並びに美唄市公民館条例第 20 条第 1 項の規定により、委嘱しようとするものでございます。渋谷委員につきましては、学校関係からの提出でありましたので、美唄市教頭会から推薦をいただき、議案に記載のとおり、関口清吾氏を社会教育委員並びに公民館運営審議会委員に委嘱いたしたく、委員会の承認を求めるものでございます。なお、任期は美唄市社会教育委員条例第 4 条並びに美唄市公民館条例第 20 条第 2 項の規定により、前任者の在任期間であります令和 5 年 12 月 31 日までとなります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●要覚委員 はい。公民館運営審議会委員の方は分かるんですけども、社会教育委員について、書かれている二条が大体同じことなんですけど、どのような目的か、そのような方から選ばれるっていう言葉、これは具体的に何を検討する委員なんでしょうか。具体的な役割を教えてください。参考資料の第 2 条は両方とも同じなんです。それで、公民館の方は、わかりますが、社会教育委員の方がどういう役割とか、教えてください。

●置田生涯学習課長 社会教育委員条例の中で、社会教育委員を委嘱することとなっております。役割につきましては、美唄市の社会教育に関する様々な内容や課題等について、検討することとなっております。年数回の社会教育委員会議の中で、例えば、年度の事業報告や事業計画を報告や協議の中で、検討していただく、さらに言えば、社会教育委員から事業等の企画をしていただいたり、その企画に基づいて、教育委員会として事業を行っていく役割を担っているところでございます。事業の実施に対しても、検証などをしていただくような職務も、併せて持っているところでございます。

●要覚委員 再度質問ですが、社会教育というのはどのようなことでしょうか。

●置田生涯学習課長 教育委員会の中で行うような事業というか、研修とかではないですが、例えば、市民カレッジのようなものもございまして、青少年関係の事業もございまして、プールや体育センター、総合体育館など、社会教育の広い範囲の中で、様々な管理事業がありますので、そのような、研修みたいな形とかではなく、教育委員会がやる事業で多岐にわたっており、

文化の関係もございますし、芸術文化の関係もございますし、子供たちの放課後児童対策だったり、青少年の健全育成事業、幅広い社会教育という、幅広い範囲の中で、様々な取り組みを行っておりますので、その内容について、検討をしていただいているところでございます。

●要覚委員 わかりました。

●石塚教育長 ほかにご質問はないでしょうか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第 16 号社会教育委員委嘱の件と議案第 17 号公民館運営審議会委員委嘱の件について、原案通り可決といたします。

●石塚教育長 次に、議案第 18 号令和 5 年第 2 回市議会定例会に関わる補正予算案件提出の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

●杉本学務課長 議案第 18 号令和 5 年度補正予算令和 5 年第 2 回市議会定例会提出案件について、ご説明いたします。はじめに補正額につきましては、1,262 万 6,000 円を補正いたします。補正後の予算総額は、16 億 5,035 万 9,000 円となります。補正内容につきましては、小・中学校に遠距離通学をする児童生徒が、安全で安心に通学できるよう、現在、13 路線を予備車 1 台を含む、14 台のスクールバスで運行をしておりますが、そのうち、平成 20 年に購入した 1 台が、エンジン故障のため動かなくなり、エンジンの乗せ換えに 250 万円の費用がかかるほか、足回りにつきましても老朽化が著しく進んでおり、今後、多額の修理費を要することが想定されることから、この度、車両更新のための増額補正をするものでございます。補正額の内訳につきましては、スクールバスの車両本体の購入に 980 万 3,000 円、需用費としまして、無線機の設置料として 8 万 5,000 円、使用料及び賃借料は、納車に今後 7 か月要することから、この間、予備車がございません。そのため、突発的な故障等のレンタルバス代として 265 万 7,000 円、公課費、重量税や手数料を合せて 8 万 1,000 円で、合計 1,262 万 6,000 円を補正いたします。歳入財源といたしまして、繰越金 272 万 6,000 円。市債 990 万円を補正いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。私からは以上です。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●要覚委員 予算案と関係ない質問になってしまいますが、今現在、スクールバスが 13 路線走っていて、1 番多い路線が何名乗っていて、1 番少ない路線は何名乗っているのか。分かる程度で教えていただけますか。

●杉本学務課長 1 番多い人数のところで、南美唄からの路線になりますが、1 台で 21 名、乗るところがあります。1 番少ないところで申し上げますと、開発の方から来るバスで、6 名の児童生徒が乗って通学しているところでございます。

●要覚委員 意見としてですが、子供の数がこれからどんどん減っていくことを考えると、この 29 名というのではなく、もう少し小さいバスというか乗用車といいますか、何かそういうふうにしていった方がいいように思いました。

●杉本学務課長 今回購入するに当たって、様々な検討をしたところでございます。マイクロバスがいいか、要覚委員がおっしゃった、少し大きめのワゴン車がいいのかという部分も十分

に検討させていただいたところでございます。その中で、やはり通学という部分もありますが、学校の行事など、様々な部分で使うところもございまして、今後の想定という部分も加味しているところでございます。中には路線によっては増えるところもありますし、減るところもございまして。そういった部分で今後の部分も考えた中で、今回はマイクロバスを選択させていただいているところでございます。

●要覚委員 わかりました。

●石塚教育長 ほかにご質問はないでしょうか。

●高橋委員 はい。車両の管理について、どのような管理状態で今回故障が出てしまったのか、戦争になってからだんだん車が入ってこなくなったということもありますし、新しい車が、急には入らないという状況もある中で、こういう状態になる前に、もっと早くに手当てが出来なかったんでしょうか。

●杉本学務課長 突発的なということで、今回、予算を計上させていただいているところでございますが、スクールバスについては、計画的に更新をさせていただいておりますが、1番古い今回の車両が平成20年車ということで、15年経過しているところでございます。いろいろな議論もあって、今後もう少し早めに、更新するという考え方もありますが、今の流れとしては、何かあったときにその対応をするということが主なものであり、マイクロバスのレンタカーでの対応という部分も行っているところで、これから財政協議にはなりますが、もう少し早い段階で更新することについても、今後十分に検討していきたいと考えているところでございます。

●高橋委員 古いものを早く交換することは大事なことですし、定期的な検査など管理状態をきちんとして先々を見据えていかないと、新車購入というのは、すぐには納車されないですから、その点を考慮して、支障のないような形で、生徒の移動を考えていただきたいと思います。

●杉本学務課長 突発的なという部分もありまして、今回納車には大体7か月ぐらいを要する予定です。納車に長い期間を要することも十分に考えながら、更新についての予算要求をしてまいりたいと考えております。

●石塚教育長 ほかにご質問はないでしょうか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第18号令和5年第2回市議会定例会に関わる補正予算案件提出の件について、原案通り可決といたします。

●石塚教育長 次に、その他1美唄市民会館運営審議会委員委嘱について事務局から説明をお願いします。

●置田生涯学習課長 その他1美唄市民会館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。市民会館運営審議会委員につきましても、市長の諮問機関として、美唄市民会館設置条例、同条例施行規則に基づき委嘱するもので、議案第16号及び議案第17号でご審議いただきました、社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱の件と同様、美唄市教頭会から推薦を受けました、関口清吾氏を委員に委嘱しようとするものでございます。任期は、美唄市民会館設

置条例施行規則第6条第2項の規定により、前任者の残任期間であります。令和5年12月31日までとなります。以上よろしくお願いいたします。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、美唄市民会館運営審議会委員委嘱については終了します。

●石塚教育長 以上で、本日の議事については終了しましたが、他に何かございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 では、これをもちまして、令和5年第8回美唄市教育委員会議を閉会いたします。

16:35 終了

以上会議顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 要覚 忍